本町では、8月に「年金天引き額の平準化」を行っており、対象となった方へは8月上旬にご案内をします。

年金天引き額の仕組み

●はじめに

年金天引きは、年6回の支給月に実施され、年金支払者(日本年金機構や共済組合)から直接役場へ入金されます。毎年4月に、年金天引き対象者リストが送られ、名前のない方は普通徴収(手払い・口座引落)となります。

●年間保険料額の決定

介護保険料は、前年度の収入や課税状況によって決まります。そのため、町民税などが決定するまで計算できません。一年間の介護保険料額が決定するのは、6月になります。

●年金支払者への報告と反映

一年間の介護保険料が決定したら、対象者リストの方の保険料を年金支払者へ報告します。報告は7月が指定月となっており、8月以降に報告内容の確認や照合作業が行われ、情報が反映されるのは10月になります。



※仮徴収期間の保険料は、前年度最後(2月)の天引き額が設定されます。

天引き額の平準化

●平準化は、年間保険料額が変わるわけではありませんが、各月の天引きされる額の差額を最小限に調整する作業です。

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	年間	
平準化な	7,000円	7,000円 7,000円		15,900円	15,900円	15,900円	68,700円	
北なし	仮徴収期間で	21,000円のヲ	引き	年間68,700 と、15,900				
平準	7,000円	7,000円	13,600円	13,700円	13,700円	13,700円	68,700円	
準化実施	8月の天引き	険料が計算され 額の変更を依頼 27,600円のヲ	₹.	年間68,700 と、13,700				

- (例) 前年度2月の天引き額が7,000円
 - 介護保険料年額が68.700円(標準)

平準化を実施しなかった場合、10月に7,000円から15,900円へ天引き額が増えます。 平準化を実施した場合、8月から天引き額は上がりますが、13,700円に抑えられます。



65歳になられる方へ

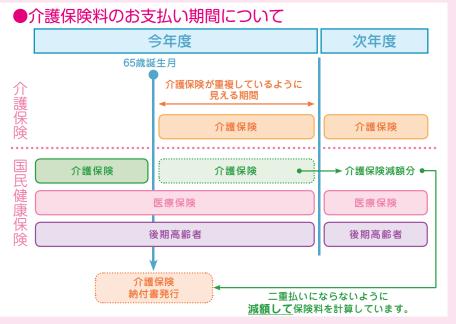
65歳になって介護保険の納付書が届きました。 介護保険料が二重払いになる気がするけれど……?

65歳になってから介護保険の納付書が届きました。国民健康保険税と一緒に介護保険料を3月まで払う ことになっているので、納付書で払う介護保険料は二重払いになるのではないでしょうか?

65歳になった翌月以降の分を**減額して**介護保険料を計算しているので、二重払いになることは **答** 65歳になっ ありません。

国民健康保険の納付書に含ま れる介護保険料は64歳までの 分を算入しています。国民健康 保険は1年分の金額を9回に分 けているため、64歳までの介 護保険料も9回に分けられてい ます。

そのため、65歳になった翌 月に介護保険の納付書が届くと 二重払いしているように見えま すが、納付書に記載されている 介護保険料は65歳になった翌 月以降の分を減額して計算して いるので、二重払いになること はありません。



▶国民健康保険税納付書(2ページ目)

税額の算出 通知書番号 納 者 税 算出基礎 (医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分)

区分	被保 険者	所得割算:	定基礎額	資産割	算定基礎額	所	得	割	1)	資 産	害	j ②	均等	割 ③	平 等 1世帯	割 ③ につき	算 出 ① +	引税額 ②+③-	(5) + (4)	
医療									/100			/100	1人:							
达 燝																				
A ±#•									/100			/100	1人:							
介護																				
									/100			/100	1人:							
後期																				
区分	軽減 割合	均等割減額	頁⑥ 平等書	川減額⑦ 🛭	艮度超過額⑧	旧被挂 軽 泊	夫養者 咸 客	音 9	減額 ⑥+((合計(10 7+8+9	j	端 数 ①	j 算 5	出税額⑫ -⑩-⑪	月額	増減額(3	年	税 額 12+13	14)	
医療																\uparrow				
介 護																				_
後期											\top									

歳になる月以 分をマイナ ています

(15) - (16) - (17)

した金額が表 れを9回に均等に 振り分けたものです。

世帯主の方は65歳を過ぎても、家族の中で40歳以上64歳以下の方がいると、その方の介護 ください 保険料を国民健康保険税と合わせて支払うという状況もあります。

介護保険料のお支払いに関する問い合わせは……

介護保険料に関して不明な点などありましたら、役場住民課介護保険係 (1階④番窓口☎485-2111内線138) に問い合わせください。